

令和 7 年 6 月 10 日

第 6 回

議 事 錄

小国町農業委員会

令和 7 年第 6 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206 号～209 号室

3. 出席委員 (農業委員 8 名 計 8 名)

会長	石松 雄平
会長職務代理者	穴井 英雄
委員 1 番	田代 カズヨ
委員 2 番	穴井 幸子
委員 3 番	松野 英一
委員 4 番	時松 達也
委員 5 番	飯沼 由彦
委員 6 番	時松 浩一郎
委員 7 番	

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄・小田 清

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
について (利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹 (欠席)

事務局職員 (係長) 波多野 裕

北里 宏葵

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和7年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 穴井幸子委員、6番 飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

議長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。令和7年6月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第1号 番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5筆です。地目は、〇〇が登記簿山林、現況畠、〇〇は登記簿雜種地、現況畠、他3筆については、登記簿、現況、共に田です。合計面積は、3,474m²です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。

詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請書の写しです。2ページに権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。3ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地

は、田が 9,552 m²、畠が 343 m²、合計 9,895 m²です。借入地は、田が 2,638 m²で、合計も同じく 2,638 m²です。4 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。6 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。7 ページ航空写真的位置図、8 ページから 9 ページに現地立会時の写真、10 ページが確認書になっています。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦農業委員から報告をお願いします。

6 番　　この案件については、6 月 3 日に私と穴井幸子農業委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。すでに買い手の方が耕作をしている状況です。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番　　無償移転ですけれども、何かの関係がありますか。

係長　　無償移転ですが、親戚関係ではありません。以前から耕作されていた第三者です。

1 番　　耕作者は、農業で生活されていますか。

係長　　農業だけではないと思います。他に何をされているかまでは、把握しておりません。耕作者の父親も一緒に耕作されます。世帯で耕作可能な状況であれば要件は、満たしていますので特に問題ありません。

2 番 地目のことです。登記簿は、山林となっており、現況は畠ということですが、地目の変更が必要ですか。

係長 登記簿の地目が山林や雑種地となっていますが、現況は畠となっています。地目変更が必要であるのか言われますと、登記簿地目と現況地目を合わせることが正解だと思います。山林や雑種地から畠に地目変更することは、当事者にお任せしています。現況地目が田や畠などの農地であれば農地法に適用されることになります。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。

議長 日程第3 議案第2号 番号1「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年6月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、合計 1,811 m²です。内容は、新規設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は、5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。年間で〇〇円が支払われることとなっています。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、小国町農業委員会第6回総会を閉会致します。

令和7年第6回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3番

6番